

かみす地域クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「かみす地域クラブ」(以下「クラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 クラブは、神栖市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保及び持続可能で多様な地域スポーツ・文化芸術活動の環境を整えることを目的とする。

(用語等の定義)

第3条 クラブに係る用語を、次の各号のように定義する。

- (1) クラブ : 「事務局」「直営型クラブ」「自主運営型クラブ」で構成される。
- (2) 事務局 : 神栖市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)(事業受託者を含む)。
- (3) 直営型クラブ : 事務局が直接運営する地域クラブ。
- (4) 自主運営型クラブ : 神栖市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)から承認され、指導者の確保、参加費の徴収、指導者の謝金支払い、事務等の運営を自主的に運営する地域クラブ。
- (5) クラブ員 : クラブに入会した者。
- (6) 休日 : 神栖市の休日を定める条例(平成元年神栖町条例第30号)第1条で規定する日
- (7) 平日 : 休日以外の日

(活動)

第4条 クラブの活動は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月 スポーツ庁、文化庁)、茨城県地域クラブ活動ガイドライン(令和5年2月 茨城県教育委員会教育長)に基づいて行うものとする。

(活動場所)

第5条 直営型クラブの活動場所は、原則、市内中学校施設(以下「施設」という。)とし、事務局が種目ごとに指定する。

- 2 自主運営型クラブの活動場所は、独自に用意することを基本とし、施設の利用を希望する場合は、事務局が指定する。ただし、施設を利用するには、クラブ員のうち半数以上が市内在住の中学生であることとする。
- 3 クラブ及びクラブ員は、施設を利用する際に当該施設を管理する学校長及び事務局の指示に従うものとする。
- 4 クラブは、施設利用時に事故が発生した場合は、直ちに事務局に報告するものとする。
- 5 クラブ及びクラブ員は、現状有姿で施設を利用するものとする。

(活動時間)

第6条 クラブの活動時間は、茨城県地域クラブ活動ガイドラインに準じて平日2時間、休日3時間の計、週11時間を上限とし、休養日を平日、休日それぞれ1日以上設けなければならない。

- 2 直営型クラブの活動は、当面の間休日のみの活動とする。
- 3 自主運営型クラブが活動場所を独自に用意できる場合には、平日も活動することができる。

- 4 大会等参加などやむを得ない事情により、1日の上限を超えて活動した場合には、休養日を振り替えるなど、速やかに活動時間を調整しなければならない。

第2章 組織

(職務)

第7条 教育長は、クラブを代表し、その業務を統括する。

- 2 教育長に事故あるとき又は教育長が欠けたときは、教育長職務代理者がその職を代行する。
3 神栖市教育委員会教育部長（以下「部長」という。）は、教育長を補佐する。

(事務局)

第8条 クラブには、事務を処理するための事務局を設け、教育委員会地域クラブ主管課が務める。

- 2 事務局は、この規約の定めに基づき、次の業務を執行する。
- (1) 直営型クラブの指導者及び自主運営型クラブの登録受付、認証審査
 - (2) クラブ指導者に対する研修の実施
 - (3) 直営型クラブに係る運営管理（実施場所の選定、指導者の派遣、参加費の徴収、指導者謝金の支払い等）
 - (4) 自主運営型クラブに対する助言、指導等
 - (5) クラブの実施状況管理と必要に応じた調査と指導
 - (6) その他、クラブ運営に必要な業務

(委託)

第9条 教育委員会は、クラブの運営に係る業務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(設置種目)

第10条 直営型クラブは、「神栖地区」「波崎地区」に軟式野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、柔道、剣道、吹奏楽の9種目を設置する。ただし、登録人数やその他の事情により、設置数を増減することができる。

- 2 自主運営型クラブの種目は制限しない。

第3章 指導者・指導団体

(指導者の責務)

第11条 クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。また、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒とコーチ等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養^{かんよう}に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

(指導者の資格)

第12条 クラブにおいては、指導者の資格は必要としない。ただし、大会参加にあたっては、資格を必要とするものもあることから、資格の取得を推奨するものとする。

- 2 自主運営型クラブにおける資格要件については、各団体が定めるものとする。

(指導者及び自主運営型クラブの登録)

第13条 直営型クラブの指導者は事務局へ電子又は書面により直営型クラブ指導者申請書（様式第1号）を提出し、教育長の承認を得なければならない。

2 自主運営型クラブへの登録を希望する団体は、教育長の定める認証基準をすべて満たし、事務局へ自主運営型クラブ登録申請書（様式第2号）を提出し、教育長の承認を得なければならない。

（指導者の研修）

第14条 クラブの指導者は、研修プログラムを受講しなければならない。ただし、J S P O（日本スポーツ協会）公認スポーツ指導者資格等の有資格者で事務局が認める場合には、この限りでない。

（指導者等の公表）

第15条 事務局は、クラブ指導者の氏名、経歴、クラブの活動方針等を神栖市ホームページ等において公表する。

（教職員及び公務員、被雇用者の兼職兼業）

第16条 専門的な知識や技量があり、かつ、クラブでの指導を希望する教職員及び公務員、被雇用者は、その者のサービスを監督する教育委員会、任命権者又は雇用者の許可を得て、指導者として従事することができる。

（クラブ員の管理）

第17条 直営型クラブの指導者及び自主運営型クラブは、クラブ員の行動等を管理統括する。

2 直営型クラブの指導者及び自主運営型クラブは、クラブ活動に係る事故が発生した場合は、クラブ員の安全確保を最優先に対応する。また、速やかに事務局に報告するものとする。

（指導者の報酬等）

第18条 直営型クラブの指導者報酬は、1時間当たり1,500円とし、別途交通費1,000円を支払う。なお、報酬等を辞退することができる。

2 自主運営型クラブの指導者報酬等は、各団体において設定する。

（脱退及び除名）

第19条 直営型クラブの指導者及び自主運営型クラブが脱退しようとするときは、その理由を附して脱退届（様式自由）を書面により事務局に提出し、教育長の承認を得なければならない。

2 事務局は、指導者及び自主運営型クラブが本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、又は、その他教育長が不適当と認めたときは、教育長の承認のもと当該指導者及び自主運営型クラブの登録を取り消すことができる。

（遵守事項）

第20条 クラブに所属するクラブ員、指導者、その他クラブ関係者は、本規約のほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の目的達成を妨げる行為及び公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (2) 反社会的勢力に属する者との取引や交際等をしてはならない。
- (3) いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする個人、集団に対する差別を行ってはならない。
- (4) 宗教又は政治活動を行ってはならない。
- (5) 営利・売名等を目的とした活動を行ってはならない。

第4章 クラブ員の入会・退会

（入会）

第 21 条 クラブに入会できる者は、原則、市内在住の中学生で保護者の同意を得た者とする。

- 2 直営型クラブに入会を希望する者は、電子又は書面によりかみす地域クラブ設置要項（令和 6 年 7 月 神栖市教育委員会 以下「設置要項」という。）に定める入会届を事務局に提出しなければならない。
- 3 自主運営型クラブに入会を希望する者は、各団体が定める方法により入会の手続きを行うものとする。
- 4 自主運営型クラブは、前項において入会したクラブ員のリストを事務局へ提出しなければならない。

（退会）

第 22 条 前条第 2 項の規定により入会した直営型クラブのクラブ員が、直営型クラブを退会しようとするときは、電子申請又は書面によりクラブ設置要項に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

- 2 前条第 3 項の規定により入会した自主運営型クラブのクラブ員が、自主運営型クラブを退会しようとするときは、各団体が定める方法により退会の手続きを行うものとする。
- 3 自主運営型クラブは、前項において退会したクラブ員のリストを事務局に提出しなければならない。
- 4 事務局は、クラブ員が本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、または、その他教育長が不適当と認めたときは、教育長の承認のもと当該クラブ員を退会させることができる。

第 5 章 保護者

（運営の協力）

第 23 条 クラブ員の保護者は、クラブの目的を理解し、クラブの発展とクラブ員の健全な育成に協力しなければならない。

（指導の一任）

第 24 条 クラブ員の保護者は、練習中及び試合中の指導、采配の一切を指導者に一任することに同意する。

- 2 保護者は、指導者に暴力行為、暴言、ハラスメント等の疑義が生じた場合、事務局に調査の申し立てをすることができる。

第 6 章 会計

（期間）

第 25 条 クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（参加費）

第 26 条 参加費は年会費と月会費とする。

- 2 直営型クラブの参加費の金額、納入方法及び納入期限等は、事務局が設定する。
- 3 直営型クラブにおいて参加費の納入が 1 カ月遅延した場合は退会対象とする。
- 4 自主運営型クラブの参加費等及び納入方法等は、各団体において設定する。ただし、生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の運営・維持に必要な範囲で可能な限り低廉な額とし、営利を目的としてはならない。
- 5 クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(返金)

第 27 条 直営型クラブの支払い済みの参加費については、原則として返金しない。ただし、以下の各号に当てはまる場合は、一部又は全額を返金する。

- (1) 天変地異その他やむを得ない事情により、直営型クラブの活動が継続不可能となった場合
- (2) 支払い済み期間中、活動予定回数の 50%以上が実施できなかった場合、かつ振替も困難な場合
- (3) その他教育長が認める場合

2 返金は、該当する事象が発生した日から速やかに行うものとする。その際の手数料は事務局が負担する。

3 自主運営型クラブの支払い済みの参加費等の返金や手続き等については、各団体が自ら定める。

第 7 章 事故の責任

(事故等の責任)

第 28 条 クラブ及びクラブ員は、クラブ活動中において施設、設備を破損若しくは亡失したときは、当該クラブが弁償の責を負うものとする。

2 クラブ及びクラブ員は、クラブ活動中において故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

3 クラブ活動中に起きた事故等に関しては、学校は一切の責を負わないものとする。

(傷害保険への加入)

第 29 条 直営型クラブのクラブ員に係る傷害保険は、事務局が一括して加入する。

2 自主運営型クラブのクラブ員に係る傷害保険は、各団体の責任において加入するものとする。

3 クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。

第 8 章 個人情報の管理

(個人情報)

第 30 条 事務局は、クラブ活動における個人情報を、適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

2 事務局は、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

(1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合

(2) 法令等により開示・提供が求められた場合

3 クラブの指導者、クラブ員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第 9 章 その他・附則

(その他)

第 31 条 この規約に定めるもののほか、事務取扱い等は教育長が別に定める。

(附則)

この規約は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(準備行為)

この規約の施行日前においても、クラブへの入会手続き等の必要な準備行為を行うことができる。

神栖市教育委員会教育長 様

神栖市教育委員会教育長 様

年 月 日

自主運営型クラブ登録申請書

神栖市教育委員会教育長 様

団体名	
フリガナ 団体代表者氏名	
団体代表者生年月日	年 月 日
フリガナ 事務担当者氏名 (団体代表者と同一の場合は省略可)	
住所・連絡先	〒 連絡先 TEL : Mail:
設立年月日 (新規設立の場合は、予定年月日)	年 月 日
規約や運営方針の有無 (ない場合は事務局と相談して作成すること)	規約 (☐ 有 ☐ なし) 運営方針 (☐ 有 ☐ なし)
種 目	☐ 軟式野球 ☐ サッカー ☐ ソフトテニス(男) ☐ ソフトテニス(女) ☐ バスケットボール(男) ☐ バスケットボール(女) ☐ バレーボール ☐ 卓球(男) ☐ 卓球(女) ☐ 剣道 ☐ 柔道 ☐ 吹奏楽 ☐ その他 ()
活動場所 (学校施設の利用を希望する場合は地区を選択)	地区 (☐ 市内全域 ☐ 神栖地区 ☐ 波崎地区)
活動日	
活動時間の遵守 (平日2時間、休日3時間、週11時間の上限及び休養日の設定)	☐ 遵守する ☐ 遵守していない
応募動機	

年 月 日